

都市計画法

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道

都市計画事業事業計画変更認可申請書

(五条川右岸処理区)

令和 7 年度

愛知県犬山市

都市計画事業事業計画変更認可申請書

7 犬下第 号

令和 7 年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

申請者 住所 犬山市大字犬山字東畠 36
名 称 犬山市
代表者 犬山市長 原 欣伸

都市計画法第 63 条第 1 項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称
犬山市
2. 都市計画事業の種類及び名称
尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）
3. 事業計画
 - イ. 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
 - ロ. 主要な施設の設計の概要

事業認可処理面積 約 258 ヘクタール

事業認可排水面積 約 60 ヘクタール

雨水貯留施設
五郎丸第二調整池
敷地面積 約 2,733 平方メートル

ハ. 事業施行期間

令和 8 年 3 月 31 日まで

平成 17 年 3 月 29 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4. 既に受けた都市計画事業認可の告示年月日及び告示番号

平成 17 年 3 月 29 日	愛知県告示 第 312 号
平成 19 年 6 月 26 日	愛知県告示 第 458 号
平成 24 年 3 月 6 日	愛知県告示 第 144 号
平成 27 年 6 月 19 日	愛知県告示 第 275 号
平成 29 年 11 月 24 日	愛知県告示 第 471 号
令和 4 年 3 月 18 日	愛知県告示 第 115 号
令和 7 年 3 月 11 日	愛知県告示 第 114 号

添付書類

- (1) 事業地を表示する図面
(位置図 別添図のとおり)
- (2) 主要な施設の設計の概要を表示する図書
(平面図・断面図 別添図のとおり)
- (3) 資金計画書
- (4) 下水道法第4条に基づく事業計画(変更)書の写し
- (5) 申請理由書
- (6) 都市計画決定の計画書の写し
- (7) 変更前の認可に係る告示の写し
- (8) 直前の認可に係る申請書の写し
- (9) 事業の進捗状況を表示する図面
(別添図のとおり)

(3) 資金計画書

資金計画書

(千円)

年 次	イ 経費の部								
	建設改良費					起債元利 償還費	維持 管理費	その他	合計
	管 渠	ポンプ場	処理場	建設費 分担金	計				
～令和6年	6,378,125 6,375,741			720,391 701,706	7,098,516 7,077,447	2,642,433 1,589,745	773,290 689,738		10,514,239 9,356,930
令和7年	112,000 616,971			1,000 8,031	113,000 641,682	87,151 408,521	46,200 106,425		246,351 1,156,628
令和8年	152,167			8,031	160,198	—	408,661 106,425		675,284
令和9年	44,376			8,031	52,407	—	361,297 106,425		520,129
令和10年	119,000			8,031	127,031	—	286,299 106,425		519,755
令和11年	734,675			8,031	742,706	—	266,683 106,425		1,115,814
合計	6,490,125 8,042,930			721,391 741,861	7,211,516 8,801,471	—	2,729,584 3,321,206	819,490 1,221,863	10,760,590 13,344,540

(千円)

年 次	ロ 財源の部										
	建設改良費					維持管理費及び起債元利償還費					
	国 費	起 債	他会計 繰入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料	他会計 繰入金	そ の 他	計	
～令和6年	1,939,848 2,025,043	3,039,334 2,775,767	1,375,619 1,439,638	742,715 772,769	1,000 64,230	7,098,516 7,077,447	786,296 728,638	2,629,427 1,245,826	— 305,019	3,415,723 2,279,483	10,514,239 9,356,930
令和7年	50,000 106,880	30,800 391,900	0 0	31,000 10,000	1,200 132,902	113,000 641,682	59,800 94,075	73,551 136,623	— 284,248	133,351 514,946	246,351 1,156,628
令和8年	52,500	93,381	6,517	7,800	—	160,198	93,686	421,400	—	515,086	675,284
令和9年	4,000	34,969	5,438	8,000	—	52,407	90,200	377,522	—	467,722	520,129
令和10年	6,000	97,031	16,000	8,000	—	127,031	91,000	301,724	—	392,724	519,755
令和11年	307,273	403,376	23,857	8,200	—	742,706	107,300	265,808	—	373,108	1,115,814
合計	1,989,848 2,501,696	3,070,134 3,796,424	1,375,619 1,491,450	773,715 814,769	2,200 197,132	7,211,516 8,801,471	846,096 1,204,899	2,702,978 2,748,903	— 589,267	3,549,074 4,543,069	10,760,590 13,344,540

(4) 下水道法第4条に基づく事業計画（変更）書の写し

流域関連公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者 犬山市長 原 欣伸

工事着手の年月日 平成17年3月29日

工事完成の予定年月日 令和 8年3月31日
令和 12年3月31日

(第1表の1) 分流式－汚水

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
予定処理区域の面積	約258ヘクタール		予定処理区域内の地名	犬山市 区域は下水道計画一般図表示のとおり	
処理分区の名称	面 積 (単位:ヘクタール)	流域下水道との接続箇所の番号	流域下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘要
上野新町 処理分区	50	犬山1号	犬山市 大字上野字前川田	五条川右岸 第1幹線	
木津 処理分区	35	犬山2号	犬山市 大字上野字郷	五条川右岸 第1幹線	
流処理分区	6	犬山3号	犬山市 大字上野字流	五条川右岸 第1幹線	
坂下・上坂 処理分区	74	犬山4号	犬山市 大字上野字大門	五条川右岸 第1幹線	
上野第一 処理分区	34	犬山5号	犬山市 大字上野字大野	五条川右岸 第1幹線	
上野第二 処理分区	4	犬山6号	犬山市 大字上野字小巾	五条川右岸 第1幹線	
橋爪 処理分区	56	犬山7号	犬山市 大字橋爪字論出	五条川右岸 第1幹線	

(第1表の2) 分流式－雨水

予 定 排 水 区 域 調 書			
予定排水区域の面積	約 60 ヘクタール	予定排水区域内の 地名	犬山市 区域は下水道計画一般図表示のとおり
排水区の名称	面積 (単位:ヘクタール)	摘要	
橋中排水区	36		
五郎丸第二排水区	24		

(第3表) 分流式－雨水

吐 口 調 書							
排水区の 名 称	主要な吐口 の種類	主要な吐口の 番号又は名称	主要な吐口 の位置	計画放流量	放流先の 名 称	放流先 の水位	摘要
橋中排水区	分流式 雨水管渠	No. 1	犬山市大字 橋爪字上池	6.724 m ³ /秒	木津第2 雨水幹線 (扶桑町)	—	
五郎丸第二 排水区	分流式 雨水管渠	No. 1	丹羽扶桑町 大字高雄字 郷東地内	2.591 m ³ /秒	堅井堀 排水路	—	

(第4表の1) 分流式－汚水

管 渠 調 書				
処理分区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位: ミリメートル)	延 長 (単位: メートル)	点検箇所の数	摘要
上野新町 処理分区	○800	330	—	
木津処理分区	○250	320	—	
坂下・上坂 処理分区	○100～○800	1,650	—	
上野第一 処理分区	○250～○300	80	—	
橋爪処理分区	○300～○400	420	—	
計		2,800	—	

(第4表の2) 分流式－雨水

管 渠 調 書				
排水区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位: ミリメートル)	延 長 (単位: メートル)	摘要	要
橋中排水区	□1,500×1,300～ □2,200×1,700	760		
五郎丸第二 排水区	□1,200×1,200～ □2,000×1,200	100		
計		860		

(第7表) 分流式－雨水

貯留施設調書				
排水区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位: 立法メートル)	摘要
橋中排水区	橋中 1号貯留槽	犬山市大字橋爪 字上池	370	新川流域水害対策計画 にて設定された 許容放流量遵守
橋中排水区	橋中 2号貯留槽	扶桑町大字高雄 字郷東	330	新川流域水害対策計画 にて設定された 許容放流量遵守
五郎丸第二排水区	五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字 猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高 雄字郷東地内	4,240	排水路の流下能力不足 における浸水対策

(5) 申 請 理 由 書

申 請 理 由 書

犬山市の公共下水道事業（五条川右岸処理区）は、平成 16 年度に事業着手後、今日まで銳意事業進捗に努め、令和 5 年度までに汚水既認可区域 258ha のうち約 92% に相当する約 238ha の面整備が完了し、雨水既認可区域 60ha のうち約 60% に相当する約 36ha の整備が完了している。

今回、下記に示す内容について変更し、今後も銳意整備を進めるものである。

記

1. 事業実施期間を令和 8 年 3 月 31 日から 4 年間延伸し、令和 12 年 3 月 31 日に変更する。

(6) 都市計画決定の計画書の写し

尾張都市計画下水道の変更

(犬山市決定)

計画書

令和7年度

愛知県 犬山市

尾張都市計画下水道の変更（犬山市決定）

都市計画犬山公共下水道「2. 排水区域」「3. 下水管渠」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

雨水面積	約1,057ha
汚水面積	約1,249ha

3. 下水管渠

(2) 汚水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
犬山 汚水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 楽田西野 2丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

汚水適正処理構想において、区域の見直しを行ったため、これに伴い汚水の排水区域および汚水管渠を変更する。

理 由 書

本市の公共下水道事業は、「五条川左岸流域下水道」及び「五条川右岸流域下水道」の流域関連公共下水道として、昭和57年度に犬山公共下水道の都市計画決定を行い、鋭意その整備（汚水・雨水）を進め、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び雨水排除に努めてきたところである。

今回、下水道を整備する区域を示す汚水適正処理構想の見直しを行ったため、これに伴い、より効率的かつ経済的に事業を継続することを目的に、排水区域の一部を削除し、都市の健全な発展に寄与することを目的に、一部を排水区域に追加するものである。

尾張都市計画下水道の変更

(犬山市決定)

計画書

令和6年度
令和7年度

愛知県 犬山市

尾張都市計画下水道の変更（犬山市決定）

都市計画犬山公共下水道「2. 排水区域」「3. 下水管渠」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 犬山公共下水道

2. 排 水 区 域

「排水区域は総括図表示のとおり」

雨水面積	約1,057ha
	約1,545ha
汚水面積	約1,249ha

3. 下 水 管 渠

(1) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚	
五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

(2) 汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 字落添 犬山市 楽田西野 2丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備考
五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目、大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内	
五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

汚水適正処理構想において、区域の見直しを行ったため、これに伴い汚水の排水区域および污水管渠諸元を変更する。

【新旧対照表】

新旧対照表

新	旧																																																																						
尾張都市計画下水道の変更（犬山市決定）	尾張都市計画下水道の変更（犬山市決定）																																																																						
<p>都市計画犬山公共下水道「2. 排水区域」「3. 下水管渠」を次のように変更する。</p> <p>1. 下水道の名称 犬山公共下水道</p> <p>2. 「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">雨水面積 約 1,057 ha</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">汚水面積 約 1,249 ha</td> </tr> </table> <p>3. 下水管渠</p> <p>(1) 雨水管渠</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ村1号 雨水幹線</td> <td>犬山市 大字羽黒新田 字下平塚</td> <td>犬山市 字平塚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五ヶ村 放流幹線</td> <td>丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目</td> <td>丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>(2) 汚水管渠</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山 污水幹線</td> <td>犬山市 楽田西野 2丁目</td> <td>犬山市 楽田西野 2丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>4. その他の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>位 置</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ村調整池</td> <td>犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五郎丸第二調整池</td> <td>犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p>	雨水面積 約 1,057 ha	汚水面積 約 1,249 ha	内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚		五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目		内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 楽田西野 2丁目		内 訳	位 置	備 考	五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内		五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内		<p>都市計画犬山公共下水道「4. その他の施設」に五郎丸第二調整池を次のように追加する。</p> <p>1. 下水道の名称 犬山公共下水道</p> <p>2. 「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">雨水面積 約 1,057 ha</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">汚水面積 約 1,545 ha</td> </tr> </table> <p>3. 下水管渠</p> <p>(1) 雨水管渠</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ村1号 雨水幹線</td> <td>犬山市 大字羽黒新田 字下平塚</td> <td>犬山市 字平塚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五ヶ村 放流幹線</td> <td>丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目</td> <td>丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>(2) 汚水管渠</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 訳</th> <th colspan="2">位 置</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山 污水幹線</td> <td>犬山市 楽田西野 2丁目</td> <td>犬山市 字落添</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p> <p>4. その他の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>位 置</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ村調整池</td> <td>犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五郎丸第二調整池</td> <td>犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「区域は、計画図表示のとおり」</p>	雨水面積 約 1,057 ha	汚水面積 約 1,545 ha	内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚		五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目		内 訳	位 置		備 考	起 点	終 点	犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 字落添		内 訳	位 置	備 考	五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内		五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内	
雨水面積 約 1,057 ha																																																																							
汚水面積 約 1,249 ha																																																																							
内 訳	位 置		備 考																																																																				
	起 点	終 点																																																																					
五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚																																																																					
五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目																																																																					
内 訳	位 置		備 考																																																																				
	起 点	終 点																																																																					
犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 楽田西野 2丁目																																																																					
内 訳	位 置	備 考																																																																					
五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内																																																																						
五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内																																																																						
雨水面積 約 1,057 ha																																																																							
汚水面積 約 1,545 ha																																																																							
内 訳	位 置		備 考																																																																				
	起 点	終 点																																																																					
五ヶ村1号 雨水幹線	犬山市 大字羽黒新田 字下平塚	犬山市 字平塚																																																																					
五ヶ村 放流幹線	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目	丹羽郡大口町 二ッ屋二丁目																																																																					
内 訳	位 置		備 考																																																																				
	起 点	終 点																																																																					
犬山 污水幹線	犬山市 楽田西野 2丁目	犬山市 字落添																																																																					
内 訳	位 置	備 考																																																																					
五ヶ村調整池	犬山市楽田巾一丁目及び大字羽黒新田字下平塚 及び丹羽郡大口町二ッ屋二丁目地内																																																																						
五郎丸第二調整池	犬山市大字五郎丸字猿屋東及び 丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内																																																																						

【 參 考 資 料 】

(1) 計画決定事項を説明する図面及び表

① 排水区画割平面図 (別紙参照)

② 丈量図 (収用に係る土地) (該当なし)

③ 管径及び管渠敷設ルートが確認できる図面 (変更なし)

④ 流量表・流量計算書 (流量計算表) (別紙参照)

⑤ 工費概算書

(百万円)

区分	雨水管渠	污水管渠	合計
管渠施設	7,868	41,530 33,270	49,398 41,138
雨水貯留施設	1,036	—	1,036
計	8,904	41,530 33,270	50,434 42,174

⑥ 都市計画策定の経緯の概要

尾張都市計画下水道の変更 (犬山市決定)

事項	時期	備考
説明会	令和一年一月一日	
公聴会	令和一年一月一日	
事前協議	令和7年7月24日	
事前協議回答	令和7年8月29日	
案の縦覧	令和7年9月5日から 令和7年9月19日まで	縦覧者 0名 意見書提出 (有・無)
市町村都市計画審議会	令和7年10月2日	
知事への協議	令和7年10月31日	
知事回答	令和7年11月19日	
決定告示	令和7年12月10日	

⑦ 他の行政機関等との協議経過及び回答の写し (該当なし)

(2) その他参考資料

① 計画排水人口	63, 620人 43, 900人 51, 170人 12, 450人 (五条川左岸34, 400人、五条川右岸9, 500人)										
② 計画処理人口	63, 620人 43, 900人 51, 170人 12, 450人 (五条川左岸34, 400人、五条川右岸9, 500人)										
③ 下水排除方式	分流式										
④ 降雨強度	52. 4mm/hr(5年確率)										
⑤ 降雨強度式	$I_5 = 1, 547. 1 / (t^{0.74} + 8. 805)$ I : 降雨強度 (mm/hr) 、 t : 流達時間 (min)										
⑥ 雨水流し量算定式	$Q = 1/360 \times C \times I \times A$ Q : 雨水流し量 (m^3/sec) 、 C : 流出係数、 I : 降雨強度 (mm/hr) 、 A : 排水面積(ha)										
⑦ 流出係数	<table><tbody><tr><td>ア 商業地域</td><td>0. 80</td></tr><tr><td>イ 住居地域</td><td>0. 50</td></tr><tr><td>ウ 準工業地域</td><td>0. 65</td></tr><tr><td>エ 工業地域</td><td>0. 65</td></tr><tr><td>オ 緑地その他</td><td>0. 20~0. 35</td></tr></tbody></table>	ア 商業地域	0. 80	イ 住居地域	0. 50	ウ 準工業地域	0. 65	エ 工業地域	0. 65	オ 緑地その他	0. 20~0. 35
ア 商業地域	0. 80										
イ 住居地域	0. 50										
ウ 準工業地域	0. 65										
エ 工業地域	0. 65										
オ 緑地その他	0. 20~0. 35										

(8) 汚水量（日最大）

五条川左岸	31,446 m ³ /日最大
	21,568 m ³ /日最大
	18,677 m ³ /日最大
ア 生活汚水量	11,455 m ³ /日最大
	3,366 m ³ /日最大
イ 営業汚水量	2,299 m ³ /日最大
	3,306 m ³ /日最大
ウ 地下水量	4,502 m ³ /日最大
	6,097 m ³ /日最大
エ 工場排水量	3,312 m ³ /日最大
五条川右岸	4,131 m ³ /日最大
	3,164 m ³ /日最大
	189 m ³ /日最大
ア 生活汚水量	157 m ³ /日最大
イ 営業汚水量	
ウ 地下水量	
エ 工場排水量	621 m ³ /日最大

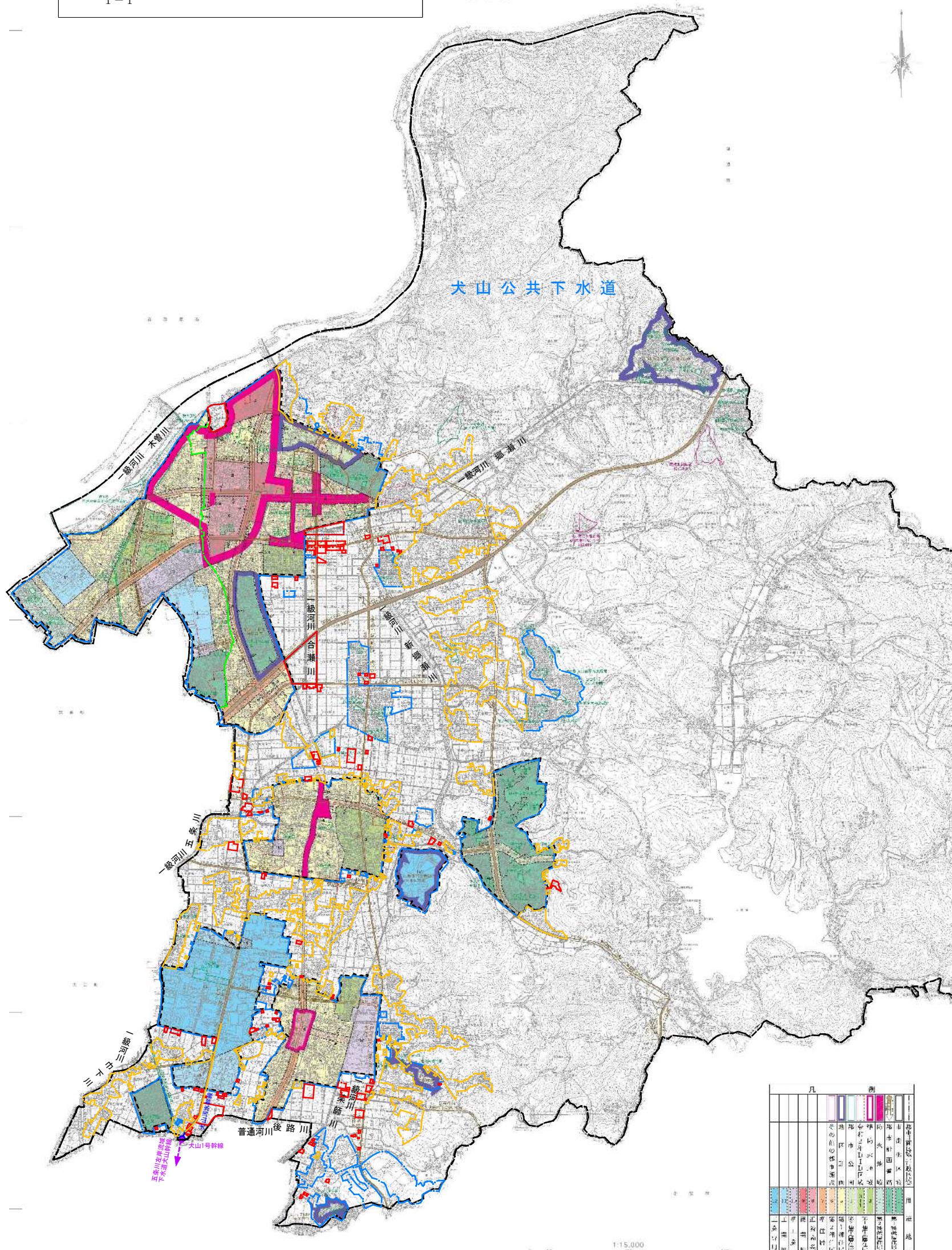
【流量表・流量計算書（流量計算表）】

管渠流量調查表 (污水)

管渠原單位($\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$)
0.000371

尾張都市計画下水道 犬山公共下水道総括図（汚水）

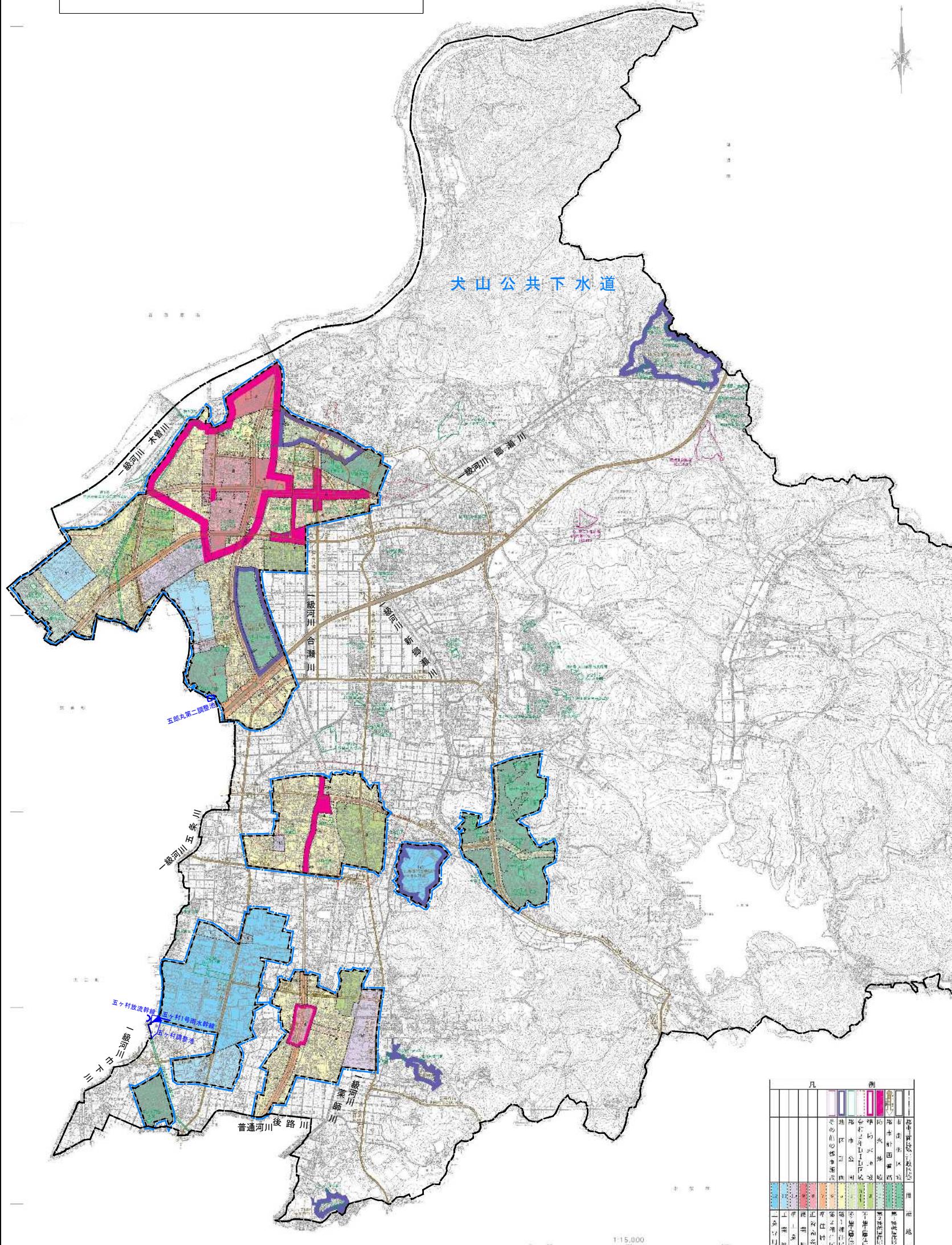
尾張都市計画下水道の変更（犬山市 決定）
〔総括図〕汚水 縮尺 1/15,000
1-1



凡	例
---	行政区域界
—	処理区域界(五条川左岸・右岸)
□	市街化区域界
■	処理区域界(変更なし)
□	処理区域界(削除)
■	処理区域界(追加)
→	公共下水道汚水幹線(変更なし)
→	公共下水道汚水幹線(削除)
→	吐き口(変更なし)
→	流域下水道幹線
○	流域接続点

尾張都市計画下水道 犬山公共下水道総括図（雨水）

尾張都市計画下水道の変更（犬山市 決定）
〔総括図〕雨水 縮尺 1/15,000
1-2



凡	例
---	行政区域界
-----	市街化区域界
□	排水区域界 (変更なし)
→	公共下水道雨水幹線 (変更なし)
—	吐き口 (変更なし)
□	その他の施設(変更なし) (雨水貯留施設)

凡 例	
---	行政区域界
-----	市街化区域界
□	排水区域界 (変更なし)
→	公共下水道雨水幹線 (変更なし)
—	吐き口 (変更なし)
□	その他の施設(変更なし) (雨水貯留施設)

(7) 変更前の認可に係る告示の写し（当初～最終分）

愛知県告示第311号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、豊浜、師崎、日間賀島、篠島、大浜、栄生、佐久島、衣崎、形原、三谷、福江、小中山及び神戸加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

愛知県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。
平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 総覧場所
犬山市	尾張北部都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から平成21年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分なし	犬山市役所

愛知県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 総覧場所
犬山市	尾張北部都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から平成24年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	犬山市役所

愛知県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の 総覧場所
小牧市	尾張北部都市計画下水道事業小牧公共下水道	昭和48年12月5日から平成24年3月31日まで	収用の部分変更なし 使用の部分変更なし	小牧市役所

愛知県告示第315号

昭和47年愛知県告示第255号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

愛知県知事 神田真秋

三河港(3)臨港交通施設の表道路の項中	神野埠頭8号岸壁第1バース	11.5×245.75	を
	豊橋臨港道路公団線交点		
「神野埠頭8号岸壁第1バース	11.5×321.95	に改め、三河港(4)荷さばき施設の表荷さばき地	
豊橋市神野西町1丁目10番地内			
の項中 「神野埠頭10号荷さばき地	豊橋市神野西町1丁目10番地内	19,476.25m ²	」を
「神野埠頭10号荷さばき地	豊橋市神野西町1丁目10番地内	19,476.25m ²	に改め、三河港(5)保管施設の表野積
田原埠頭2号荷さばき地	田原市緑が浜地内	4,466.30m ²	
田原埠頭3号荷さばき地	田原市緑が浜地内	4,098.81m ²	
場の項中 「神野埠頭16号野積場	豊橋市神野西町神野埠頭	10,700.10	コンテナ」を
「神野埠頭16号野積場	豊橋市神野西町神野埠頭	10,700.10	コンテナ
神野埠頭20号野積場	豊橋市神野西町神野埠頭	13,732.90	一般雜貨
			に改める。

名 称	所 在 地	施 行 年 月 日
クリニックベル	瀬戸市北浦町3丁目16番	平成19.3.31

愛知県告示第457号

旧結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成19年6月26日

愛知県知事 神田真秋

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
やまもとクリニック	小牧市大字岩崎字郷ノ西1900番地1	平成19.3.31

愛知県告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成19年6月26日

愛知県知事 神田真秋

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事 業 地	圖 書 の 縦 覧 場 所
犬山市	尾張北部都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から平成24年3月31日まで	取用の部分 なし 使用の部分 なし	犬山市役所

愛知県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月26日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			敷地の幅員	延長
		新旧別	区間	間		
県道安城幸田線	旧	岡崎市下和田町字神宮司36番3地先から同福岡町字上高須12番1地先まで			m 16.0~24.2	km 0.447
	新	同			16.0~24.2	0.447

愛知県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月26日

愛知県知事 神田真秋

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 间	供用開始の期日
県道安城幸田線	岡崎市下和田町字馬々崎6番1地先から同福岡町字上高須25番2地先まで	平成19年6月27日午後3時	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から2月間愛知県県民生活部社会活動推進課（愛知県東庁舎）において縦覧に供する。

平成19年6月26日

愛知県知事 神田真秋

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から平成30年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	犬山市役所

愛知県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から平成30年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分なし	犬山市役所

愛知県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
稲沢市	尾張都市計画下水道事業稲沢公共下水道	平成2年11月28日から平成30年3月31日まで	収用の部分変更なし 使用の部分変更なし	稲沢市役所

愛知県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
大口町	尾張都市計画下水道事業大口公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和63年11月18日から平成30年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	大口町役場

愛知県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月6日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	岡崎設楽線	旧	岡崎市小美町字岩ヶ根70番2地先から同茅原沢町字梁野54番45地先まで		m km 12.0~24.2 0.881
		新	同		12.0~24.2 0.881
	西尾知多線	旧	高浜市論地町三丁目2番17地先から同1番15地先まで		13.1~38.5 0.125
		新	同		13.1~37.8 0.125
	市場福岡線	旧	岡崎市上地町字上明寺16番地先から同15番地先まで		7.7~11.2 0.004
		新	同		11.2 0.004

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

- 1 保安林予定森林の所在場所
北設楽郡豊根村古真立字山中沢14の6（次の図に示す部分に限る。）、15の2、17の1、富山字大沼32の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山中沢14の6（次の図に示す部分に限る。）、字大沼32の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林水産部農林基盤局森林保全課及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
豊田市上切町赤羽根3の79、山口123の2、島崎町築和合3051、3078の2、3078の5、3078の9、3078の10、3078の27から3078の29まで、3078の32から3078の34まで、3078の45、3078の57から3078の60まで、3078の65、3078の66、小渡町石田1の1、下平11、11の1、宮前22、24、25、26の1から26の4まで、26の6、27、45の1、坪崎町イヲツ2の2、3の2、3の10、5の9、6の10、6の37、8の9から8の11まで、9の7から9の10まで、10の1、10の4、10の5、10の14、11、12の4、西山1の8、2の4から2の6まで、下渡瀬7の1の1、7の1の10、7の10、7の23、8の3、8の24から8の26まで、8の41、8の55、8の57、田之尻1の13、古屋敷1の8、ヒカゲ3の1、7、8、8の1、14、26の4、26の15、27の2、27の16、中根入8の5、8の7、8の9、ヒヨ毛16の9、16の18、日下部町古ヤシキ3の3、3の4、万根町松葉3の1、3の3、時瀬町大平1の72、1の79、1の80、1の120、1の123、1の124、榎野町落17の1、青木下26、28、32、33、38の1から38の4まで、39、鳥居前21、44、中根52の1、53から55まで、55の1、56、57の1、57の2、浮橋6、7、42の1（次の図に示す部分に限る。）、44の5、44の6、58の2、60、61、旭八幡町根山70の1から70の4まで、70の6、70の7、70の19、池島町押山1、2の1、2の2、下中町下中2237、2242の1、2242の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林水産部農林基盤局森林保全課及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業 施行 期 間	事 業 地	図書の 縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から 平成30年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	犬山市役所

愛知県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業 施行 期 間	事 業 地	図書の 縦覧場所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から 平成30年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし	犬山市役所

愛知県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業 施行 期 間	事 業 地	図書の 縦覧場所
扶桑町	尾張都市計画下水道事業扶桑公共下水道	平成10年4月15日から 平成30年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 変更なし	扶桑町役場

愛知県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

道路の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		新	旧	区 間	敷地の幅員	延長
県道	西春停車場線	旧		北名古屋市九之坪南町5番1地先から同九之坪西町32番地先まで	m 5.8 ~ 19.1	km 0.228
		新		北名古屋市九之坪南町7番地先から同九之坪西町32番地先まで	m 5.8 ~ 19.1	km 0.190
	浅井犬山線	旧		江南市中般若町北浦184番地先から同川端286番地先まで 江南市中般若町北浦184番地先から同川端286番地先まで	A 25.4 ~ 31.8 B 19.8 ~ 30.7	0.141 0.178
		新		江南市中般若町北浦184番地先から同川端286番地先まで	A 25.4 ~ 31.8	0.141

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

愛知県知事 大村秀章

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道	西春停車場線	北名古屋市九之坪南町13番地先から同西之保東海1番地先まで	平成27年6月19日

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

告 示

○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道(五条川右岸処理区))	第471号	(下水道課)	1
○道路の区域の変更	第472号	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	第473号	(同)	2

公 告

○土地改良区定款の変更認可 (稲沢市土地改良区)	(農地計画課)	2
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	2

告 示

愛知県告示第471号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年11月24日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道(五条川右岸処理区)	平成17年3月29日から 平成35年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし	犬山市役所

愛知県告示第472号

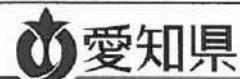
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月24日

愛知県知事 大村秀章

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域		
		新 旧 别	区 間	敷 地 の 幅 員
一般国道	247号	旧	蒲郡市竹谷町迫18番3地先から同蒲郡町貴船57番2地先まで	m 24.4 ~ 38.7
		新	同	km 1.352 24.1 ~ 65.3



愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課（毎週火・金曜日発行）

目 次

告 示

○ヨーネ病検査等の実施	第110号	(畜産課)	2
○道路の占用を制限する区域の指定	第111号	(道路維持課)	3
○道路の占用を制限する区域の指定	第112号	(同)	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道(千年処理区))	第113号	(下水道課)	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道(露橋処理区))	第114号	(同)	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道(五条川右岸処理区))	第115号	(同)	4
○都市計画道路事業の認可 (名古屋都市計画道路事業3・5・8号枇杷島野田町線)	第116号	(都市整備課)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・5・45号光音寺内田橋線)	第117号	(同)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・4・93号水主ヶ池線)	第118号	(同)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・4・7号万場藤前線及び3・2・158号昭和橋線)	第119号	(同)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・4・87号古鳴海停車場線)	第120号	(同)	5

選挙管理委員会告示

○個人演説会等の公営施設の名称変更	第13号		6
		(選挙管理委員会事務局)	

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	6
○大規模小売店舗の変更の届出		(同)	7
○土地改良区の役員の就退任 (蟹宝土地改良区)		(農地計画課)	8
○土地改良区の役員の住所変更 (豊橋開拓土地改良区)		(同)	8
○土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定 (豊橋開拓土地改良区)		(同)	8
○土地改良区の解散認可		(同)	8
○県営土地改良事業の工事完了		(同)	8
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	8
○基本測量の終了		(用地課)	11
○公共測量の実施		(同)	12

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年3月19日

愛知県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県海部建設事務所維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

愛知県知事 大村秀章

1 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占 用 を 制 限 す る 区 域
県道	富島津島線	弥富市前ヶ須町東勘助265番地先から同73番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年3月19日

愛知県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年3月18日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
名古屋市	名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（千年処理区）	平成26年8月22日から 令和7年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 変更なし	名古屋市役所

愛知県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年3月18日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
名古屋市	名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（露橋処理区）	平成23年3月25日から 令和7年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 変更なし	名古屋市役所

愛知県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年3月18日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から 令和8年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし	犬山市役所

愛知県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
北名古屋市	名古屋都市計画下水道事業北名古屋公共下水道（新川西部処理区）	令和2年3月27日から令和12年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分なし	北名古屋市役所

愛知県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
豊山町	名古屋都市計画下水道事業豊山公共下水道	平成13年10月16日から令和12年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	豊山町役場

愛知県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川左岸処理区）	昭和57年8月13日から令和8年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分なし	犬山市役所

愛知県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
犬山市	尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）	平成17年3月29日から令和8年3月31日まで	収用の部分 犬山市大字五郎丸字猿屋東、丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内 使用の部分なし	犬山市役所

愛知県告示第115号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のように告示する。

その関係図書は、愛知県建設局河川課及び愛知県知立建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

愛知県知事 大村秀章

- 1 河川の名称
二級河川猿渡川水系猿渡川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年3月11日
- 3 廃川敷地等の位置

(8) 直前の認可に係る申請書の写し



(一宮建設事務所経由)
6 上下水第757号
令和7年3月11日

犬山市長
代表者 犬山市長 原 欣伸 殿

愛知県知事 大村 秀章



尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道の事業計画の変更
について（認可）

令和7年1月10日付け6犬下第324号の申請については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、認可します。

担当 建設局上下水道課指導管理室
公共下水道グループ
電話 052-954-6535（ダイヤルイン）
FAX 052-972-6416



6 上下水第757号
令和7年3月11日

犬山市長 殿

愛知県知事

都市計画事業の事業計画変更認可に伴う関係図書について（送付）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、下記事業の事業計画の変更を認可したことに伴う、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による関係図書については、別紙のとおりです。

記

1 都市計画事業の種類及び名称

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）

2 認可の告示日

令和7年3月11日

担当 建設局上下水道課指導管理室
公共下水道グループ
電話 052-954-6535（ダイヤルイン）
FAX 052-972-6416

都市計画法

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道

都市計画事業事業計画変更認可申請書

(五条川右岸処理区)

令和6年度

愛知県犬山市

都市計画事業事業計画変更認可申請書

6 犬下第324号

令和7年1月10日

愛知県知事 大村 秀章 殿

申請者 住所 犬山市大字犬山字東畑 36
名 称 犬山市
代表者 犬山市長 原 欣伸

都市計画法第63条第1項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

犬山市

2. 都市計画事業の種類及び名称

尾張都市計画下水道事業犬山公共下水道（五条川右岸処理区）

3. 事業計画

イ. 事業地

(1) 収用の部分

令和4年愛知県告示第115号の事業地に愛知県犬山市大字五郎丸字猿屋東、丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東地内を加える。

(2) 使用の部分

なし

ロ. 主要な施設の設計の概要

事業認可処理面積 約 258 ヘクタール

約 36 ヘクタール

事業認可排水面積 約 60 ヘクタール

雨水貯留施設

—

五郎丸第二調整池

敷地面積 約 2,733 平方メートル

ハ. 事業施行期間 平成 17 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 既に受けた都市計画事業認可の告示年月日及び告示番号

平成 17 年 3 月 29 日	愛知県告示 第 312 号
平成 19 年 6 月 26 日	愛知県告示 第 458 号
平成 24 年 3 月 6 日	愛知県告示 第 144 号
平成 27 年 6 月 19 日	愛知県告示 第 275 号
平成 29 年 11 月 24 日	愛知県告示 第 471 号
令和 4 年 3 月 18 日	愛知県告示 第 115 号

添付書類

- (1) 事業地を表示する図面
(位置図 別添図のとおり)
- (2) 主要な施設の設計の概要を表示する図書
(平面図・断面図 別添図のとおり)
- (3) 資金計画書
- (4) 下水道法第4条に基づく事業計画(変更)書の写し
- (5) 申請理由書
- (6) 都市計画決定の計画書の写し
- (7) 変更前の認可に係る告示の写し
- (8) 直前の認可に係る申請書の写し
- (9) 事業の進捗状況を表示する図面
(別添図のとおり)

(3) 資金計画書

資金計画書

(千円)

年 次	イ 経費の部									
	建設改良費						起債元利 償還費	維持 管理費	その他	合計
	管 渠	ポンプ場	処理場	建設費 分担金	計	うち用地費				
～令和5年	5,969,362 5,694,025			687,166 701,291	6,656,528 6,395,316	－ －	1,167,346 2,207,686	597,606 669,790		8,421,480 9,272,792
令和6年	245,000 684,100			1,400 19,100	246,400 703,200	－ －	94,265 434,747	46,200 103,500		386,865 1,241,447
令和7年	112,000 497,000			1,000 19,100	113,000 516,100	－ 101,100	86,447 393,444	46,200 103,500		245,647 1,114,144
合計	6,326,362 6,875,125			689,566 739,491	7,015,928 7,614,616	－ 101,100	1,348,058 3,035,877	690,006 876,790		9,053,992 11,628,383

(千円)

年 次	ロ 財源の部										
	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費				
	国 費	起 債	他会計 繕入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料	他会計 繕入金	そ の 他	計	
～令和5年	1,949,023 1,786,548	2,491,967 2,522,734	1,438,188 1,345,519	769,597 739,515	7,753 1,000	6,656,528 6,395,316	637,352 677,296	1,127,600 2,200,180		1,764,952 2,877,476	8,421,480 9,272,792
令和6年	109,500 153,300	108,700 516,600	－ 30,100	25,600 3,200	2,600 －	246,400 703,200	60,200 109,000	80,265 429,247		140,465 538,247	386,865 1,241,447
令和7年	50,000 83,500	30,800 99,100	－ 431,400	31,000 3,200	1,200 －	113,000 617,200	59,800 86,200	72,847 410,744		132,647 496,944	245,647 1,114,144
合計	2,108,523 2,023,348	2,631,467 3,138,434	1,438,188 1,807,019	826,197 745,915	11,553 1,000	7,015,928 7,715,716	757,352 872,496	1,280,712 3,040,171		2,038,064 3,912,667	9,053,992 11,628,383

(5) 申 請 理 由 書

申 請 理 由 書

犬山市の公共下水道事業（五条川右岸処理区）は、平成 16 年度に事業着手後、今日まで銳意事業進捗に努め、令和 5 年度までに汚水既認可区域 258ha のうち約 86%に相当する約 223ha の面整備が完了し、雨水既認可区域は 36ha の整備が完了している。

今回、下記に示す内容について変更し、今後も銳意整備を進めるものである。

記

1. 雨水については、犬山市下水道計画の実施にあたって事業認可区域約 24ha を拡張する。また、五郎丸第二調整池を追加する。